第 9 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項

提案第1号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり 提案する。

平成16年5月19日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会会長 田隅 三生

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

調整方針

- (1) 岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち 8人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法 律第 6 号)第 8 条第 1 項の規定を適用し、さいたま市農 業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員 会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合 において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の 選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業 委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
- (2) 岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新 たな一つの選挙区とする。

現 況

農業委員会の委員の定数及び現員

区分	さいたま市		岩 槻 市	
	定数	現 員	定数	現員
選挙委員	3 0	2 9	1 9	1 8
選任委員		7		5
団体推薦		2		2
議会推薦		5		3
合 計	3 0	3 6	1 9	2 3

委員の任期

区分	さいたま市	岩 槻 市	
任期	平成 14 年 5 月 1 日	平成 14 年 7 月 20 日	
	~平成 17 年 4 月 30 日	~平成 17 年 7 月 19 日	

選挙区

区分	さいたま市	岩 槻 市
選挙区数	2	3

農地面積及び基準農業者数

区分	さいたま市	岩 槻 市
農地面積	2,160.06ha	1,262.59ha
基準農業者数 4,467		1,562

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

- 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
 - (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2~4 (略)

提案第2号

新市建設計画素案(その2)について 新市建設計画素案(その2)について、別冊のとおり提案する。 平成16年5月19日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会 会長 田隅 三生